

宮城県過疎地域持続的発展計画

(令和3年度～7年度)

令和4年3月

宮 城 県

宮城県過疎地域持続的発展計画

1 基本的事項	
(1) 宮城県における過疎対策の基本的な考え方	・・・ 1
(2) 目標	・・・ 2
(3) 計画の達成状況の評価に関する事項	・・・ 2
(4) 計画期間	・・・ 2
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	・・・ 3
(1) 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成の方針	・・・ 3
(2) 市町村と連携した移住イベント等の開催による移住・定住の推進	・・・ 3
(3) 都市部と過疎地域の交流促進による関係人口の拡大	・・・ 3
(4) 地域おこし協力隊の活用	・・・ 3
3 産業の振興	・・・ 4
(1) 産業振興の方針	・・・ 4
(2) 農林水産業の振興	・・・ 4
(3) 地場産業の振興	・・・ 4
(4) 企業の誘致対策	・・・ 4
(5) 起業の促進	・・・ 4
(6) 商業の振興	・・・ 4
(7) 観光又はレクリエーション	・・・ 5
(8) 情報通信関連産業の振興	・・・ 5
4 地域における情報化	・・・ 10
(1) デジタル化の方針	・・・ 10
(2) デジタル化の推進	・・・ 10
(3) 先進的情報通信技術の活用	・・・ 10
5 交通施設の整備、交通手段の確保の促進	・・・ 10
(1) 交通体系整備促進の方針	・・・ 10
(2) 基幹道路の整備	・・・ 10
(3) 県道等の整備	・・・ 11
(4) 地域の生活交通の確保及び支援	・・・ 11
6 生活環境の整備	・・・ 12
(1) 生活環境の整備の方針	・・・ 12
(2) 簡易水道、下水処理施設及び合理的なゴミ処理体制の整備	・・・ 12
(3) 災害に強い地域づくり	・・・ 12
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	・・・ 13
(1) 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針	・・・ 13
(2) 高齢者の保健及び福祉の向上及び増進	・・・ 14
(3) 児童その他の保健及び福祉の向上及び増進	・・・ 14
8 医療の確保	・・・ 15
(1) 医療の確保の方針	・・・ 15
(2) 医師確保及び医師派遣の充実、遠隔医療の導入促進	・・・ 15
(3) その他の医療の確保	・・・ 15
9 教育の振興	・・・ 16
(1) 教育の振興の方針	・・・ 16
(2) 公立小中学校の統合整備等教育施設の整備	・・・ 16
(3) 家庭・地域・学校による協働教育の推進	・・・ 16
10 集落の整備	・・・ 17
(1) 集落整備の方針	・・・ 17
(2) 「小さな拠点」を核とした集落ネットワーク圏形成の促進	・・・ 17
(3) 「集落支援員」の活用による集落機能の維持・活性化の促進	・・・ 17

11 地域文化の振興等	・・・18
(1) 地域文化の振興等の方針	・・・18
(2) 地域文化施設の活用及び地域文化の振興	・・・18
12 再生可能エネルギーの利用の推進	・・・18
(1) 再生可能エネルギーの利用推進の方針	・・・18
(2) 再生可能エネルギー等の利用推進	・・・18
13 過疎地域市町相互間の連絡調整、人的及び技術的援助その他必要な援助	・・・19
(1) 過疎市町間における連絡調整、人的及び技術的援助の方針	・・・19
(2) 「過疎地域等政策支援員」制度等の活用による支援の推進	・・・19
(3) 過疎市町間の連携促進	・・・19
(4) 過疎地域市町に対する行財政上の援助	・・・19

宮城県過疎地域持続的発展計画

宮城県過疎地域持続的発展計画は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「法」という。）第9条の規定に基づき、本県の過疎地域の市町（法第2条及び第3条の規定により公示された市町）の持続的発展を図るため、県が過疎市町に協力して講じようとする措置について取りまとめたものである。

1 基本的事項

（1）宮城県における過疎対策の基本的な考え方

～「ここに住みたいと思える」魅力ある居住地域群の形成を目指す～

本県の過疎地域の持続的発展を図るため、法第7条の規定に基づき、宮城県過疎地域持続的発展方針を策定したところである。この方針で、過疎地域の住民が「住み続けたい」と実感でき、都市地域の住民が「住んでみたい」と思えるような空間の形成が必要不可欠であるとして、過疎地域における産業の振興、一定の人口減少を見据えたコンパクトなまちづくり、コンパクトなまち同士の連携、まちをつなぐ地域の足の確保、生活圏中心都市との連携、高齢者対策、子育て環境の確保、コミュニティづくりなど、ハード・ソフト両面から施策を展開していく基本的な考え方を定めたもの。

こうした基本認識の下、「新・宮城の将来ビジョン」をはじめとする各種計画等との整合を図りながら、次に掲げる過疎地域に対する各種施策を総合的かつ計画的に展開することにより、過疎地域の持続的発展のための取組を積極的に支援していく。

① 産業の持続的な成長促進

農林水産業、ものづくり産業、サービス産業など全ての産業分野について、先進的技術の活用などにより「付加価値の向上」と「生産性の向上」のための取組を促進するとともに、産業人材の育成、企業の経営・事業承継支援を通じて、変化する時代のニーズに対応し持続的な成長が可能な地域産業の構築を図る。

② 子育て環境の確保及び教育体制の整備

地域社会全体で子育て世代を支えるため、結婚、妊娠、出産、子育てについて切れ目のない支援を充実させることにより少子化対策を総合的に推進するとともに、家庭・地域・学校が連携・協働した活動により、未来を担う子どもたちに対する、福祉・教育分野における更なる支援の充実や教育環境の整備を図る。

③ 安全安心な地域社会の形成

少子高齢化と人口減少が進んでいく状況においても、それを乗り越えて地域活力を維持し、過疎地域に暮らす住民がいきいきと暮らせる地域社会の構築に向けて、多種多様な主体の社会参画を促すとともに、様々な交流や特色のある地域活動等を促進する。あわせて文化芸術・スポーツなどの活動や学びの場や人づくりを推進し、地域の活性化につなげる。また、地域交通の維持、保健・医療・福祉の連携等による地域包括ケアシステムの充実など、持続的なサービス提供体制を構築することで、「元気に」そして「安全・安心に」暮らすことができる地域社会の形成を推進する。

④ 自然と調和した強い地域づくり

自然との共生が「豊かな暮らし」につながることを理解し、自然環境の保全に加え、再生可能エネルギーの利用促進など環境負荷の少ない地域社会づくりを推進する。また、老朽化が進む社会資本の維持管理・更新について、人口減少・少子高齢化が進む状況下においても、安全性・信頼性が確保される持続的な維持・管理体制の構築を推進する。あわせて、災害への対策として、地域の女性や若者も含めた防災リーダーの育成、防災活動の中心となる自主防災組織の活性化、持続可能な地域防災体制の促進など、東日本大震災及び以後に発生した令和元年東日本台風をはじめとした大規模災害などからの復興の過程で得た経験や知見も生かし、災害に強い地域づくりを推進する。

⑤ 東日本大震災及び以後に発生した令和元年東日本台風をはじめとした大規模災害などからの復興完了に向けたきめ細かなサポート

過疎地域を含む多くの被災地において、インフラの復旧や災害に強いまちづくりなどのハード面は、事業が概ね終了する一方で、被災した方の心のケアや地域コミュニティの再生・形成などのソフト面については、それぞれの地域において、生活再建の状況に応じた切れ目ない支援や産業・なりわいの下支えなど、中長期的な支援に引き続き取り組む。

⑥ 上記の基本的な考え方を踏まえ、施策の立案実施にあたっては、以下の点を重視する。

イ 新たな生活空間の提供

豊かな地域資源や多様な生活文化をもつ地域社会の風土を継承しながら、情報化や価値観の多様化の時代に即した新しい文化や生活様式を創造する。

また、生活の質や豊かさへの志向を背景として、ゆとりのある居住空間や豊かな自然・歴史・文化を有する地域での生活に対する都市住民の関心が高まっていることから、社会活動の広域化に対応した生活条件整備により、都市住民との新しいライフスタイルを实践できる場として整備する。

さらに、これらの生活空間整備に際しては、厳しい財政状況も踏まえ、廃校舎等の遊休施設も含めた既存施設の有効利用など創意工夫を図り、既存資源の可能性を最大限に引き出す方向で、各種施策や事業の推進を図る。

ロ 地域間交流の推進

自然に恵まれた生活空間や景観を有する過疎地域は、人間の活力の涵養や活動、居住の場として県民全体のかけがえのない資産であり、また、都市住民にとっては、保養や休息の場、自然体験さらには農林水産業体験の場として、その価値は高い。このため、過疎地域の活性化のためにも、都市住民の関心や志向を的確に把握しながら交流を推進するとともに、気軽に滞在、居住できるような魅力づくりと受け入れ態勢の整備を図る。

ハ 人口減少・高齢化への対応

人口減少・高齢化の進行に対応するため、そこに生活する人々の郷土愛、生きがい、自信・誇りの創出により、魅力ある個性豊かな地域の創造を推進する。また、生活環境整備の推進はもとより、高齢者や子ども達の積極的な社会参加による地域特有の伝統文化・生活文化の振興についても積極的に推進する。さらに、遊休学校施設等の有効利用の取り組みを進める。

ニ 移住・定住の推進

首都圏から地方への関心が高まる中、イベントやウェブサイトとSNSの連携等を通じて地方の魅力を発信することや、地域おこし協力隊を活用するなど、移住・定住に対する取組を推進し、将来の移住につながる関係人口の増加を図る。

ホ 住民参加による地域経営及び地域コミュニティ組織の強化

地域づくりに関わる人やNPO等の交流や協働、学びを通じた地域活動を促進するとともに、過疎地域の持続的発展を促進するため、住民の視点に立った、住民参加による地域経営を進める。

また、住民が地域の課題を自らのものとして捉え、課題解決に向け自主的な活動を展開できるよう、住民主体による地域づくりを支援するなど、地域コミュニティの機能強化や活性化を図る。

さらに、「小さな拠点」の有効活用を促進するなど、持続可能なまちづくりを推進する。

ヘ 人材の育成

過疎地域においては、地域の活力の維持向上を図るための産業や地域活動を担う人材の確保は大きな課題となっている。このため、集落支援員を有効活用するなど、家庭・地域・学校・行政が協働して子どもや若年者の地域への愛着を高める取組を行い、人材を育成していくとともに、過疎地域等政策支援員の導入を検討する。

(2) 目標

目標指標	現 状	目 標 (令和7年)
宮城県の人口	2,301,996人	2,234,642人

※現状：令和2年国勢調査

※目標：新・宮城の将来ビジョン策定時における県が目標とする推計人口

(3) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の達成状況については、現行の行政評価制度を活用し、PDCAサイクルに基づく効果検証を行う。

(4) 計画期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成の方針

近年、若い世代を中心とした、生活の質や豊かさを求める志向や、ゆとりのある居住空間、豊かな自然・歴史・文化を有する地域での生活に対する都市住民の関心の高まりのほか、新型コロナウイルス感染症の影響を契機とした、価値観や行動の変化などを背景に、他地域との交流が全国的に活発化していることから、都市部からの移住者の積極的な受入や関係人口の創出による地域間交流の促進に向けた取組を推進する。

また、地域が保有する有形無形の地域資源を有効に活用し、特色ある地場産業を育成することは、過疎地域の生活及び経済基盤の充実を促進し、若者等の定住、高齢者の雇用の確保、人口流出の抑制など、過疎地域の持続的発展を図る上で、極めて重要であることから、地域の産業を担う優れた担い手の育成・確保に向けた取組を推進する。

(2) 市町村と連携した移住イベント等の開催による移住・定住の推進

市町村と連携しながら、移住イベント等を通じて宮城の魅力を発信するとともに、移住希望者に対して、雇用等を含めた移住相談の実施など、移住定住に向けた取組の充実に努める。

(3) 都市部と過疎地域の交流促進による関係人口の拡大

都市部と過疎地域の交流を促進し、関係人口の増加を図るため、体験型・参加型のイベント等の実施による都市部住民と地域住民との交流機会の拡大や、農林水産業への関心のある都市住民に対し就業体験の場を提供するなど、過疎地域が持つ魅力の発信及び他地域との交流促進により、地域活動の担い手の確保に繋がる取組を推進する。

(4) 地域おこし協力隊の活用

過疎地域の農林水産業等の地域産業の振興や地域活力の維持など、地域の将来を担う人材の確保・育成は重要であり、地域おこし協力隊の活用も含め、それぞれの分野において実施する人材確保・育成に対する取組を推進する。

事業名	事業内容
移住・定住	移住・定住推進事業 首都圏等からの移住希望者に対する相談窓口を東京都内に設置し、県内の魅力発信、移住・定住に関する相談対応のほか、県内企業への就職の支援を行う。また、市町村や関係団体と連携しながら、移住者の受入体制の推進・強化に向けた取組を推進する。
地域間交流	むらまち交流拡大推進事業 農林漁業地域における都市住民やインバウンドの体験・宿泊受け入れ体制の整備を図るため、各種研修会の開催や情報発信等を実施する。
人材育成	① みやぎdeインターンシップ事業 首都圏及び宮城県内に在住する学生等が宮城県内ものづくり企業等でのインターンシップに参画することで、宮城県内ものづくり企業等への就職や地元定着を促し、ものづくり産業を担う人材を確保する。 ② みやぎ学生×コミュ活事業 県内学生と地元企業との交流の場を設けることにより、学生の視野を広げ、県内企業、県内就職についての具体的なイメージを持たせるきっかけとし、県内企業の認知度向上を図るとともに、県内就職の魅力発信を行い、県内企業への就職促進を図る。 ③ 地域資源・キャリア人材フル活用事業（人材育成） 宮城県職員地域コーディネーター人材の掘り起こし及び育成のためのインターンシップ等の研修会を実施する。また、農山漁村地域での農泊等の受け入れ体制づくりを支援する。
その他	令和のむらづくり推進事業（関係人口） 農山漁村交流拡大プラットフォームを活用した事業者マッチングにより関係人口の拡大を図るとともに、地域活動の企画・運営支援や研修等により集落の体制整備やリーダーの育成を図る。

3 産業の振興

(1) 産業振興の方針

過疎地域の産業の振興においては、地域社会の持続的発展に不可欠な就業の場を確保・拡充させることが最優先課題であり、このため、地域の特性に応じた農林水産業の高度化を図り、地場産業の振興を図るとともに、広域的な企業誘致対策、過疎地域の空間や自然・歴史環境の保全と調和を取りながら、有効に活用し、新しいニーズに適応した観光産業の振興と、高齢者の持つ知識や活力を生かす工夫も必要である。

過疎地域の産業振興を推進するに当たっては、産業振興のための諸計画との調和を図りつつ、それぞれの地域特性に合った多面的な特色のある産業振興によって、地域の産業全体を誘引する引金的効果を発揮させるとともに、農林水産物のブランド化、農林水産業と観光産業等とが結びついた6次産業化などにより、付加価値の向上を図っていくほか、過疎地域に豊富に存在する様々な自然の資源を再生可能エネルギーとして活用することにより、関連産業の活性化、雇用の促進、交流人口の増加等を図っていく。

また、各種振興施策の推進にあたっては、住民や民間との連携強化を図るとともに、生活排水対策など過疎地域の持つ良好な水環境の保全に留意しながら進める。

(2) 農林水産業の振興

農林水産業の振興については、各種の講習会、普及事業や都市住民との交流等を通して次代を担う後継者の育成、確保を図るとともに、生産基盤の整備を促進し、安全で安心な農林水産物が安定的に生産・供給される体制の確立を図る。

また、他産業との連携による新たな商品・サービスや付加価値の高い農林水産物を創出するとともに、販売力の向上と県産農林水産物の消費拡大を促進し、競争力の強化を図る。

さらに、地域資源を活用した交流促進などにより農山漁村の活性化を図るとともに、県土及び自然環境の保全、水源の涵養、地球温暖化防止など農林水産業の有する多面的機能の持続化を図る。

(3) 地場産業の振興

地場産業の振興については、産地組合などが実施する新商品開発、需要開拓、人材育成、産業デザインの振興など、多様な消費者ニーズに対応した高付加価値商品の開発を支援する。特に地域農林水産物の高付加価値化を推進することは、「食材王国みやぎ」推進の一環としても重要な取組であるため、原料生産から新商品開発・加工、流通・販売活動にいたる地域ぐるみの生産販売体制の整備や生産加工施設及び流通販売施設の整備を促進する。

また、過疎地域には、酒や味噌、漬物等の食品加工業や伝統こけし、硯、漆器等の伝統工芸品など数多くの伝統的地場産業もあり、これら産業の国内外の多様なニーズに対応した新製品の開発などを通じて、地域ブランドの確立を図り、新たな需要の開拓・販路の拡大に努める。

(4) 企業の誘致対策

過疎地域における企業誘致の推進については、県及び市町が連携し、地域の特性を踏まえながら、地域内あるいは通勤可能な地域への広域的な工業立地が図られるよう企業誘致活動を展開し、優良企業の誘致を積極的に推進する。

さらに、企業立地については、事業主や従業員の快適な生活空間の確保や自然体験を取り込んだ魅力ある教育機会の提供等、企業の進出意欲に対応するためのソフト基盤の総合的整備を進め、自然環境の保全や農林水産業との調和に配慮しながら、先端技術等研究開発施設との連携により推進する。

また、過疎市町に立地している企業はその多くが小規模企業であるため、産業技術総合センターを中心として、技術相談・指導や技術者研修・講習会などを通じ技術力の向上及び人材育成を図るとともに、次世代を支える高度電子機械・自動車、半導体、航空機、医療・健康機器、環境・エネルギー等新成長産業分野へ進出しようとする企業への支援施策の充実を図る。

(5) 起業の促進

各地域に顕在する地域課題の解決や社会性のある事業を行う創業（第二創業）者に対して、創業セミナー等の開催、創業支援機関や専門家等が連携したハンズオン支援の実施により、事業計画達成や経営安定までを強力に支援することで雇用の創出や地域産業の再生を実現させるとともに、地域経済の活性化及び富県宮城の実現に寄与する。

(6) 商業の振興

商業の振興については、高齢化や過疎化に伴い、地域の商業機能は縮小傾向にあり、食料品などの生活用品の調達が困難となっていることから、地域を支える商業・サービス業の持続性を高めるため、地域の特色ある資源を活用したブランド品の創出によるサービスの高付加価値化や業務の省力化を支援するとともに、買い物機能の強化を図る取組を支援し、地域の課題やニーズに対応した多様なビジネス展開を促進する。また、商工会等が取り組む経

営改善普及事業等の中小・小規模事業者に対する支援や、地域に密着した各種事業により地域の活性化を図る。

(7) 観光又はレクリエーション

観光振興については、自治体と観光事業者等が連携して、過疎地域が有する豊かな自然や食、歴史・文化などの観光コンテンツの創出や磨き上げ、情報発信のほか、震災の伝承と連動した誘客を促進する。また、国内外からの観光客が安心して利用できる観光施設・設備といった受入環境を整備するとともに、観光を契機として、地域住民との交流や体験などを通じて地域のファンの獲得を図り、関係人口の創出による持続可能な地域づくりと観光振興を進める。

さらに、農林水産業等の関連産業との連携を促進し、地域資源を活用した高付加価値な観光産業の創出や地域全体の活性化を図る。

(8) 情報通信関連産業の振興

県内産業が持続的な発展を続けていくためには、AI・IoT等のデジタル技術を活用した生産性向上や新たな価値の創出が求められることから、ユーザー（県内製造業等）とベンダー（県内IT企業等）の異業種間連携を加速させて先進事例の横展開を促進しつつ、新しい技術を活用できる人材の育成や、収益性の高い自社製品の開発を支援する。また、情報通信関連企業の立地・集積を促進し、技術波及やコミュニティの課題解決、地域社会の活性化を図る。

事業名	事業内容
農林水産業の振興	<p>(1) 農業の振興</p> <p>① 農地整備事業</p> <p>イ 経営体育成 競争力の高い農業生産基盤の実現に向けて、農地の大区画化・汎用化を図るとともに、担い手への農地集積・集約化を推進するもの。</p> <p>ロ 農地中間管理機構関連整備 農地中間管理機構が借り入れしている農地について、大区画化等の基盤整備を実施し、機構による担い手への農地集積・集約化を加速化するもの。</p> <p>ハ 耕作条件改善 農地中間管理事業重点実施地区において、きめ細やかな耕作条件の改善を図り、担い手への農地集積や高収益作物への転換を推進するもの。</p> <p>② 水利施設整備事業</p> <p>イ 基幹水利施設整備 基幹的な農業水利施設であるダム、頭首工、用排水機場、用排水路等の新設、改修を行うもの。</p> <p>ロ 基幹水利施設保全 基幹的な農業水利施設の有効活用を図るため、効率的な機能保全対策を実施するもの。</p> <p>ハ 地域農業水利施設保全 団体営造成施設等について、施設の機能を保全するために必要な対応方針（機能保全計画）を作成し、これに基づく施設の更新や保全対策を実施するもの。</p> <p>ニ 長寿命化対策 農業水利施設について、施設の点検調査や実施計画を策定し、施設整備を実施するもの。</p> <p>③ 農地防災事業</p> <p>イ 湛水防除施設改修 既存の農業用排水施設の機能低下により、湛水被害が生ずるおそれのある地域において、施設の更新や改良を実施するもの。</p> <p>ロ 農業用河川工作物応急対策 農業用河川工作物（頭首工、水門、樋門、樋管、橋梁等）の補強、撤去等を実施するもの。</p> <p>ハ 防災重点農業用ため池緊急整備 防災重点農業用ため池の改修、附帯施設の整備、浚渫等を実施するもの。</p> <p>④ 農村整備事業</p> <p>イ 中山間地域総合整備 条件不利地である中山間地域（5法指定地域及び準ずる地域）において、農業生産基盤及び農村生活環境の整備等を実施するもの。</p>

事業名	事業内容
農林水産業の振興	<p>⑤ 施設管理事業</p> <p>イ 基幹水利施設管理 大規模で公共性の高い基幹水利施設（ダム、頭首工、用排水機場、防潮水門又は樋管）及び基幹水利施設と一元管理を行う幹線用排水路について、管理事業を実施するもの。</p> <p>ロ 国営造成施設管理体制整備促進 施設予定管理者の操作技術習熟と操作体制の整備に向けた促進活動を実施するもの。</p> <p>⑥ 多面的機能支払交付金事業 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図る地域内の農業者等が共同で取り組む地域活動を支援する交付金を交付する。</p> <p>⑦ 中山間地域等直接支払交付金事業 中山間地域等において、高齢化や人口減少が著しく、農業生産や集落の維持が難しくなっている、農業生産条件が不利な地域の生産条件を補正するため、交付金を交付し農業生産活動の継続を支援する。</p> <p>⑧ 地域資源・キャリア人材フル活用事業（6次産業化） 農山漁村の地域資源の潜在力を再発見・確認し、他産業や地域全体で連携や、移住者等の「新しい発想のビジネス」の支援と、6次産業化事業者等の新しい生活様式に対応した新商品開発や販路開拓を支援する。さらに、地域の活動拠点としての「農産物等直売所」の役割と機能の強化を推進する。</p> <p>⑨ 農地中間管理事業 農地中間管理機構（公益社団法人みやぎ農業振興公社）が実施する農地の賃借事業（農地中間管理事業）を支援することにより、農地の集積・集約化を図り、農地の有効利用と農業経営の効率化を図る。</p> <p>⑩ 農業経営基盤強化促進事業 農業の担い手を育成・確保するための活動を行う担い手育成総合支援協議会への支援や、農業の担い手への農業用機械・施設等の導入経費の助成を行う。</p> <p>⑪ 青年農業者育成確保推進事業 優れた青年農業者の確保・育成を図るため、就農支援活動を行う公益社団法人みやぎ農業振興公社への支援等を行う。</p> <p>⑫ 新規就農者確保事業 優れた青年農業者の確保・育成を図るため、新規就農者の所得確保のための農業次世代人材投資資金の交付等を行う。</p>
	<p>(2) 林業の振興</p> <p>① 森林整備事業 林業の振興と森林の多様な機能を発揮するために行う造林、保育、間伐等の森林整備に対して補助する。</p> <p>② 県有林経営事業 県有林の森林整備事業を実施する。</p> <p>③ 環境林型県有林造成事業 県行造林地の契約更新による森林整備を実施し、良好な森林環境を維持することにより、森林の持つ多面的機能の発揮と下流域における災害発生の未然防止を図る。</p> <p>④ 自伐型林業育成支援モデル事業 地域の関係者等により構成される協議会を通じ、自伐型林業への参入・定着に係る支援を行う。</p>

事業名	事業内容
農林水産業の振興	<p>⑤ 林業労働力対策事業費 林業労働者の育成確保、技能習得、労働災害の防止、福祉の向上及び雇用の安定化を図るため、各種の助成及び労働安全の啓発普及活動を行うほか、林業事業体の雇用管理改善や新規就業促進の支援、林業の収益性向上等のための研修を実施する。</p> <p>⑥ 特用林産振興対策事業費 福島第一原子力発電所事故の影響で出荷制限等の措置がなされている、きのこ・山菜類等の安心・安全を確保するため、放射性物質検査の強化や生産資材の調達・購入の支援を実施する。</p>
	<p>(3) 水産業の振興</p> <p>① 栽培漁業事業化推進事業(栽培漁業種苗放流支援事業) 「栽培漁業基本計画」に基づくアワビ等の種苗生産により、資源の造成を図る。</p> <p>② 水産基盤整備事業 イ 水産流通基盤整備事業 水産物の流通拠点漁港等において、水産物の品質確保や衛生管理対策の向上、陸揚・集出荷機能の強化等に資する高度衛生管理型荷さばき所、岸壁等の整備を推進する。 ロ 水産物供給基盤機能保全事業 漁港施設の長寿命化を図り更新コストの平準化・縮減を推進する。 ハ 漁港施設機能強化事業 被災後の漁業活動の早期再開や風浪対策などを目的とした漁港施設の機能強化対策を推進する。 ニ 水産環境整備事業 磯焼けの拡大によって環境が悪化している漁場について、水産資源の生産力向上や生態系の維持・回復を図るため、広域的な漁場整備や水域の環境保全対策を総合的に実施する。</p> <p>③ 秋さけ資源安定化推進事業 「さけます増殖振興プラン」に基づき、秋さけ資源の維持・増大を図るため、ふ化放流団体が生産したさけ稚魚の買上放流を行う。</p> <p>④ 水産環境整備事業 「藻場ビジョン」に基づく、藻場回復に向けた着底基質投入などのハード整備を行う。</p> <p>⑤ 新たなみやぎの水産業を創造する人材・経営体育成事業 宮城の沿岸漁業への就業希望者がワンストップで相談、体験、技術習得、就労できる体制整備を行うとともに、沖合・遠洋漁業の担い手確保・幹部船員の育成に向けて新規就業者・船舶職員確保支援等を実施する。また、浜の中核的な漁業者の活動支援、法人化や異業種連携等の漁業経営の高度化まで一体的に宮城の水産業を支える人材・経営体を支援する。</p> <p>⑥ 水産加工品の販路開拓強化支援事業 国内販路の減少、原材料不足、人材不足、新型コロナウイルス感染症拡大による影響等、水産加工業者が抱える売上減少要因に対応するため、販売機会の創出や「みやぎ水産の日」を核とした消費拡大のための取組等を実施する。また、水産物流通の起点となる産地漁市場が行う水揚強化の取組を支援する。</p> <p>⑦ スマート水産業推進プロジェクト 水産業においては、「ニーズやシーズの情報不足の解消」、「効果の見える化」、「導入リスクの低減」等に取り組むことで水産業のスマート化を推進する。</p>
	<p>(4) その他</p> <p>① 農山漁村振興交付金(農山漁村発イノベーション対策) 農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用し、新事業や付加価値額を創出し、農山漁村における所得と雇用機会の確保を図る取組等を支援する。</p>

事業名	事業内容
	<p>イ 農山漁村発イノベーション推進支援事業 第2次・第3次産業と連携した加工・直売にかかる商品開発、農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を新分野で活用した商品・サービスの開発、これらに係る研究開発等を支援する。</p> <p>ロ 農山漁村発イノベーション都道府県サポート事業 県サポートセンターにおいて、農山漁村発イノベーションに取り組む事業者の経営改善等の多様な課題に対して伴走支援や農山漁村発イノベーションに取り組む人材の育成等の取組を支援する。</p> <p>ハ 農山漁村発イノベーション等整備事業 (イ) 定住促進対応型、交流対策型（旧農山漁村活性化整備対策事業） 農山漁村活性化法に基づき、県や市町村が作成した活性化計画の実現に向けて、農産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援する。 (ロ) 産業支援型（旧食料産業・6次産業化整備交付金） 六次産業化・地産地消法に基づき、農林漁業者等が作成した総合化事業計画等の実現に向けた加工・販売施設等の整備を支援する。</p> <p>② 地域資源・キャリア人材フル活用事業（6次産業化） 農山漁村の地域資源の潜在力を再発見・確認し、他産業や地域全体で連携や、移住者等の「新しい発想のビジネス」を支援し、6次産業化事業者等の新しい生活様式に対応した新商品開発や販路開拓を支援する。さらに、地域の活動拠点としての「農産物等直売所」の役割と機能の強化を推進する。</p>
地場産業の振興	<p>みやぎの伝統的工芸品産業振興事業 伝統的工芸品の育成を図るため、指定産地組合等が行う後継者育成事業（新規雇用者の育成に必要な材料・道具等に要する費用も対象）、需要開拓事業、意匠開発事業に要する経費について補助する。</p>
企業の誘致対策	<p>① 企業立地奨励金事業 一定の投資要件を満たす工場などの取得等を行った企業に対して奨励金を交付する。</p> <p>② 工業立地促進資金融資制度事業 工場等用地の取得費に対して低利融資を行う。</p> <p>③ 企業立地資金貸付制度事業 工場等の建設費及び機械、設備の取得費に対して低利融資を行う。</p> <p>④ 企業立地促進税制 一定の投資要件を満たす工場などの取得等を行った企業に対して、法人事業税の減免や不動産取得税の税率を軽減する。</p> <p>⑤ 工場立地基盤整備事業貸付金 市町村が行う企業誘致を支援するため、市町村が行う工業用地整備に必要な資金を貸付する。</p> <p>⑥ 産業技術総合センター技術支援事業 県内企業の技術向上及び技術課題解決のために、施設機器開放、試験分析、技術調査、技術協力を行う。</p> <p>⑦ デジタルエンジニアリング高度化支援事業 県内ものづくり企業が、自動車、航空機、医療等の各分野で新規参入や新産業創出等を果たし、今後幅広く活躍することができるよう、デジタルエンジニアの育成等を支援する。</p>
起業の促進	<p>① スタートアップ加速化支援事業 県内に事業所を置いて創業（第二創業）する者に対し、スタートアップ資金を補助し、ハンズオン支援を実施することで事業計画達成までを強力に支援する。</p>

事業名	事業内容
	<p>② みやぎ創業推進支援事業 本県の創業環境や創業支援施策の情報提供や相談対応、創業セミナー等を実施し、県内での創業を推進する。</p> <p>③ みやぎU I Jターン起業支援事業 東京圏からU I Jターンにより創業（第二創業）する者に対し、スタートアップ資金を補助し、支援機関による伴走型支援を実施し、経営安定まで支援を行う。</p>
商業の振興	<p>① 次世代型商店街形成支援事業 ニーズや環境の変化に適合した持続発展的な商店街の構築を図るため、商店街団体等が行うビジョン形成や課題解決のための取組を支援する。</p> <p>② 商店街N E X Tリーダー創出事業 商店街活動の新たな担い手や中心人物の創出を図るため、全国の取組等を学ぶセミナーの開催や若手事業者グループ等が行う地域の課題を踏まえた実践的事業を支援する。</p> <p>③ 買い物機能強化支援事業 日常の買い物に不便を感じている高齢者等の生活利便性の向上を図るため、市町村が行う調査研究や商店街団体等が行う地域の実情やニーズに対応した買い物サービス提供の取組を支援する。</p> <p>④ 商店街施設整備支援事業 商店街活性化のため、商店街団体等が行う共同施設の整備及び改修・補修の取組を支援する。</p>
観光又はレクリエーション	<p>① みやぎ観光戦略受入基盤整備事業 経年劣化し、荒廃した登山道・遊歩道について、利用者の安全を確保するため、受入環境整備を行うもの。</p> <p>② 教育旅行誘致促進事業 市場規模が大きく行程の長い教育旅行の誘致対象となるエリア等へプロモーションを行い、教育旅行の誘致を推進するほか、「教育旅行等コーディネート支援センター（観光復興支援センター）」を設置し、学校と受入先のマッチングや受入側の磨き上げ等を支援する。</p> <p>③ 観光誘客推進事業 関係団体と連携し、本県の特色ある観光資源の発掘・磨き上げを行うことによって魅力の向上を図るとともに、切れ目のない誘客活動を実施することで幅広い層の観光客の確保を図るもの。</p>
情報通信関連産業の振興	<p>① A I ・ I o T産業創出・活用促進支援事業 ユーザー企業におけるデジタル人材の育成等により県内産業のD Xを推進するとともに、県内ベンダー企業との交流を促進しビジネスチャンスを拡大する。</p> <p>② I T人材採用・育成支援事業 県内I T産業が持続的に成長し、下請け中心のビジネスから脱却するため、I T人材の確保・育成を図る。</p> <p>③ みやぎI T商品販売・導入促進事業 宮城県産の優れたI T商品を広め、ソフトウェア版みやぎブランドが確立されるよう、開発及び販路拡大を支援する。</p> <p>④ 情報通信関連企業立地促進奨励事業 新たな雇用創出効果と県内教育機関卒業者の地元定着を促進するため、奨励金の交付等により情報通信関連企業の県内誘致・集積を図る。</p>

事業名	事業内容
その他	<p>蛻変プロジェクト推進事業</p> <p>社会構造や生活様式の変化によって地域の賑わいが失われつつある現状を踏まえ、地域の担い手が自らその課題に気付き、主体的に新たな賑わいを創出していく取組を支援する。</p>

4 地域における情報化

(1) デジタル化の方針

本県では、情報政策の基本方針として、「みやぎ情報化推進ポリシー」を令和3年4月に策定し、人口減少などの社会変化を踏まえ、地域のデジタル化を推進するための方針を定めたところであり、この方針に基づき、過疎地域においても、デジタル技術を活用して、地理的不利性を克服し、住民の利便性向上と行政の効率化を図るため、高速大容量回線や無線通信網など、地域内外の交流・連携を支える情報通信インフラの整備を進める。

また、情報格差（以下「デジタルデバインド」という。）対策を行うとともに、過疎地域の人口減少に対する対策として、デジタル技術を活用した「ワーケーション」や「二地域居住」の促進により、「関係人口」の創出・拡大を目指す。

(2) デジタル化の推進

過疎地域は、生活面、産業面とも地理的不利性からの時間と距離の制約や非効率などの問題を抱えており、情報通信インフラの整備はもちろんのこと、デジタルデバインドの対策も必要であるため、大容量高速通信ネットワークの整備を促進し、生活に密着した情報提供の充実を図ることにより、住民に効率的なサービスを提供できる体制を整備する。

また、教育面での活用をはじめ、地域の特性・優位性の周知により、都市とのリアルタイムな情報交流を促進し、地域の特性を生かした地域間交流等の機会拡大を図るほか、地域住民の利便性向上はもとより、各種産業の振興及び交流人口の増大のため、携帯電話サービスが提供されない地域の解消のために、さらなる携帯電話エリア整備を図る。

(3) 先進的情報通信技術の活用

ローカル5G、AIなどの先進的技術を身近なものとして利活用することにより、近年多発している自然災害への対策や、技術導入の進展が期待されている農林水産分野など、地域の課題の解決及び地域の活力の創出を目指し、「誰一人取り残さない」デジタル社会の実現のため、高齢者等の使い勝手にも配慮した情報化の推進に努める。

事業名	事業内容
無線システム普及支援事業	<p>携帯電話等エリア整備事業</p> <p>携帯電話等の無線通信が使えない状況を解消し、地域における情報格差を是正する。</p>

5 交通施設の整備、交通手段の確保の促進

(1) 交通体系整備促進の方針

過疎地域の産業、経済、文化の振興を図り、地域間の交流と連携を促すため、生活圏の拡大を踏まえた広域的な基幹道路の充実とネットワーク化に重点を置いた道路交通網の整備を行う。

また、医療・福祉施設への連絡強化や生活の利便に資する道路のほか、基幹的産業である農林水産業の振興を図る農道・林道等についても整備を促進し、過疎地域内外の総合的な交通体系の整備を図る。

(2) 基幹道路の整備（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第16条の規定に基づくもの）

過疎地域における市町村道のうち、地域の持続的発展に資する基幹的な市町村道については、県代行制度の活用などにより整備を促進する。

また、過疎地域における農道及び林道のうち、地域の持続的発展に資する基幹的な農道及び林道については、県代行制度の活用などにより整備を促進する。

事業名	事業内容	市町村名
市町村道	改築 1路線 600m 栗原中央西線(栗原市築館成田) 幅員 6.0m(10.0m) 延長 600m	栗原市

(3) 県道等の整備

過疎地域における、国道（指定区間外）及び県道は、広域生活圏の中心都市と過疎市町を結ぶ重要路線であり、広域的な産業の振興、地域間交通網の確立等、広域的な事業に重点を置いて整備を促進する。特に、過疎地域と地方中心都市を結ぶ主要道路、過疎地域と高速自動車道のインターチェンジ・新幹線駅等高速交通体系へのアクセス道路、一般国道等と連絡する道路、観光・リゾート施設を広域的に周遊できる道路、大規模災害発生時の避難路・緊急輸送道路、平野部と山間部との連絡を保つ道路等については、広域的な観点に立ってその整備を図る。

農道については、農産物の流通合理化や営農環境の改善に資するため、農道等の再編・集約等を計画的に推進するとともに、農村地域のインフラの持続性を確保するため、農道の強靱化・高度化を図る。

林道等は、森林基幹道をはじめ、森林管理道及び作業道の開設を積極的に推進し、林業機械化に対応できる高密度路網の整備に努めるとともに、既設林道については、改良事業や舗装事業を促進し、その機能の向上と定住基盤の整備を進める。

また、漁港関連道は、漁業生産基盤の整備を図る上において重要であるため、整備を進める。

(4) 地域の生活交通の確保及び支援

過疎地域を支える生活交通を確保するため、地域の実情に即した交通の確保に向けた支援を推進し、併せて、新たな販売手法に取り組む事業者への支援等を通じて「買い物難民」等の解消を図る。また、離島航路の運航及び島民の生活の利便と安全性が確保されるよう必要な支援措置を講ずる。

事業名	事業内容
国道 (知事管理分)	改築 4路線 3,895m 346号(登米市東和町飯土井工区) 幅員6.5m(11.25m) 延長 800m 113号(白石市福岡蔵本工区) 幅員6.0m(7.5m) 延長 995m 457号(大崎市岩出山矢木工区) 幅員6.0m(8.0m) 延長 700m 457号(栗原市一迫西沢工区) 幅員 5.5m(8.0m) 延長 1,400m
県道	改築 5路線 10,110m 気仙沼唐桑線(化粧坂) 幅員5.5m(20.0m) 延長 500m 若柳築館線(若柳川南) 幅員6.5m(8.5m) 延長1,440m 白石丸森線(大張館矢間) 幅員6.0m(7.5m) 延長5,000m 女川牡鹿線(大谷川浜小積浜) 幅員6.0m(7.5m) 延長2,070m 北上河北線(牧ノ巣) 幅員 6.0m(7.5m) 延長 1,100m
農道	改良 農道整備事業 柳田峠2期(丸森町) 1路線 2,041m 幅員 5.0m(6.0m) 延長 2,041m
林道	新設 森林管理道整備事業 登米東和線(登米市) 1路線 220m 幅員 5.0m 延長 220m 改良 森林管理道整備事業 花山文字線(栗原市) 3路線 2,252m 幅員 5.0m 延長 247m 川平線(丸森町) 幅員 4.0m 延長 2,000m 小松倉線(気仙沼市) 幅員 3.6m 延長 5m

事業名	事業内容
地方生活バス路線維持活性化事業	地域住民の日常生活に不可欠なバス路線の維持を支援し、地域生活交通を確保する。
離島航路運航維持対策事業	離島住民にとって唯一の公共交通機関である、離島航路運航の維持改善を図る。

6 生活環境の整備

(1) 生活環境の整備の方針

生活環境の整備については、これまで一定の改善が図られてきており、特に下水処理は近年急速に整備が進んでいるが、これまで整備を行ってきた各施設の老朽化に伴い、その機能を長期的に維持する必要があることから、定期的な整備・更新を推進する。

これからは、生活環境において、単に都市部に追いつくという視点だけではなく、過疎地域の持つ優れた景観や文化を積極的に生かしながら、総合的な定住環境の整備に努め、ゆとりある安全で快適な生活の実現を促進する。

(2) 簡易水道、下水処理施設及び合理的なゴミ処理体制の整備

① 阿武隈川下流域

阿武隈川水系の水質保全と阿武隈川流域5市6町の生活環境の整備を図るため、広域的に下水道事業を推進する。

② 迫川流域

迫川水系及び伊豆沼・内沼の水質保全と迫川流域の栗原市、登米市の生活環境の整備を図るため、広域的に下水道事業を推進する。

③ 北上川下流流域

北上川水系の水質保全と北上川流域の石巻市、東松島市の生活環境の整備を図るため、広域的に下水道事業を推進する。

④ 北上川下流東部流域

北上川水系の水質保全と北上川流域の石巻市、女川町の生活環境の整備を図るため、広域的に下水道事業を推進する。

⑤ 長期的な観点から広域圏による合理的なごみ処理体制の整備を促進する。

(3) 災害に強い地域づくり

災害への対策として、地域の女性や若者も含めた防災リーダーの育成、防災活動の中心となる自主防災組織の活性化、持続可能な地域防災体制の促進等を行う。

事業名	事業内容
流域下水道事業	阿武隈川下流流域下水道事業 ① 計画面積 11,121.8 ha (全体計画) ② 計画人口 291,312 人 ③ 計画汚水量(日最大) 118,495 m ³ /日 ④ 管渠延長 101.9 km ⑤ ポンプ場 7 箇所 ⑥ 事業費 147,800 百万円

事業名	事業内容																																																						
	<p>迫川流域下水道事業</p> <table border="0"> <tr> <td>① 計画面積</td> <td>2, 186.7</td> <td>h a (全体計画)</td> </tr> <tr> <td>② 計画人口</td> <td>244, 000</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>③ 計画汚水量 (日最大)</td> <td>12, 026</td> <td>m³/日</td> </tr> <tr> <td>④ 管渠延長</td> <td>55.5</td> <td>k m</td> </tr> <tr> <td>⑤ ポンプ場</td> <td>10</td> <td>箇所</td> </tr> <tr> <td>⑥ 事業費</td> <td>38, 879</td> <td>百万円</td> </tr> </table> <p>北上川下流流域下水道事業</p> <table border="0"> <tr> <td>① 計画面積</td> <td>3, 746.8</td> <td>h a (全体計画)</td> </tr> <tr> <td>② 計画人口</td> <td>99, 000</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>③ 計画汚水量 (日最大)</td> <td>40, 713</td> <td>m³/日</td> </tr> <tr> <td>④ 管渠延長</td> <td>27.6</td> <td>k m</td> </tr> <tr> <td>⑤ ポンプ場</td> <td>3</td> <td>箇所</td> </tr> <tr> <td>⑥ 事業費</td> <td>43, 581</td> <td>百万円</td> </tr> </table> <p>北上川下流東部流域下水道事業</p> <table border="0"> <tr> <td>① 計画面積</td> <td>1, 855.3</td> <td>h a (全体計画)</td> </tr> <tr> <td>② 計画人口</td> <td>38, 100</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>③ 計画汚水量 (日最大)</td> <td>19, 753</td> <td>m³/日</td> </tr> <tr> <td>④ 管渠延長</td> <td>43.5</td> <td>k m</td> </tr> <tr> <td>⑤ ポンプ場</td> <td>18</td> <td>箇所</td> </tr> <tr> <td>⑥ 事業費</td> <td>41, 400</td> <td>百万円</td> </tr> </table>	① 計画面積	2, 186.7	h a (全体計画)	② 計画人口	244, 000	人	③ 計画汚水量 (日最大)	12, 026	m ³ /日	④ 管渠延長	55.5	k m	⑤ ポンプ場	10	箇所	⑥ 事業費	38, 879	百万円	① 計画面積	3, 746.8	h a (全体計画)	② 計画人口	99, 000	人	③ 計画汚水量 (日最大)	40, 713	m ³ /日	④ 管渠延長	27.6	k m	⑤ ポンプ場	3	箇所	⑥ 事業費	43, 581	百万円	① 計画面積	1, 855.3	h a (全体計画)	② 計画人口	38, 100	人	③ 計画汚水量 (日最大)	19, 753	m ³ /日	④ 管渠延長	43.5	k m	⑤ ポンプ場	18	箇所	⑥ 事業費	41, 400	百万円
① 計画面積	2, 186.7	h a (全体計画)																																																					
② 計画人口	244, 000	人																																																					
③ 計画汚水量 (日最大)	12, 026	m ³ /日																																																					
④ 管渠延長	55.5	k m																																																					
⑤ ポンプ場	10	箇所																																																					
⑥ 事業費	38, 879	百万円																																																					
① 計画面積	3, 746.8	h a (全体計画)																																																					
② 計画人口	99, 000	人																																																					
③ 計画汚水量 (日最大)	40, 713	m ³ /日																																																					
④ 管渠延長	27.6	k m																																																					
⑤ ポンプ場	3	箇所																																																					
⑥ 事業費	43, 581	百万円																																																					
① 計画面積	1, 855.3	h a (全体計画)																																																					
② 計画人口	38, 100	人																																																					
③ 計画汚水量 (日最大)	19, 753	m ³ /日																																																					
④ 管渠延長	43.5	k m																																																					
⑤ ポンプ場	18	箇所																																																					
⑥ 事業費	41, 400	百万円																																																					
農業集落排水事業	農業集落におけるし尿や生活雑排水等の汚水、雨水を処理する施設及び汚泥や処理水、雨水の循環利用を目的とした施設等について、整備・改築・撤去等を実施するもの。																																																						
廃棄物処理施設	市町村や一部事務組合が行う一般廃棄物処理施設の整備について、①持続可能な適正処理の確保、②気候変動対策の推進、③廃棄物の資源化・バイオマス活用の推進、④災害対策の強化、⑤地域への新たな価値の創出を目的に、ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化を図り、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を推進する。																																																						
地域防災リーダー等育成推進事業	地域防災リーダーの養成やスキルアップを目的とした講習等により、地域や企業の防災力向上を担う人材を育成する。																																																						

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針

過疎地域における高齢化は、他の地域に比べ、進行が早い状況となっており、多様化、高度化するニーズに的確に対応するため、既存施設の有効利用を図りながら、在宅福祉、施設福祉サービスの質的・量的拡充を推進するとともに、高齢者が健康を保ち、生きがいを持って社会参加できる環境づくりを進める。

また、少子化によって地域の活力が低下しないよう、子ども、そして異世代間のふれあいの機会のための条件整備、家庭や育児に関する相談機能の充実など、家庭・子育て支援を進める。

さらに、障害者が地域で自立した生活を営めるために、福祉サービスの提供等の各種事業を総合的に実施する。

(2) 高齢者の保健及び福祉の向上及び増進

市町村が行う医療・介護の連携推進、認知症施策や介護予防・生活支援サービス事業等への支援、特別養護老人ホームなどの高齢者福祉施設の整備や介護職員の確保に取り組むことで地域包括ケア体制の構築を推進するほか、地域コミュニティを生かした地域ぐるみの高齢者の生きがいがづくり・健康づくり、市町村が行う介護予防の取組や地域での支え合い活動など、ボランティアの活動の普及・振興を図り、多様なサービスの提供を推進する。

(3) 児童その他の保健及び福祉の向上及び増進

児童の保健・福祉の充実については、次世代育成支援行動計画及び子ども・子育て支援事業支援計画に基づき、計画的に、認定こども園、保育所等の整備を進めるとともに、利用時間の拡大や、放課後児童クラブの設置促進等子育て支援の環境整備を一層推進する。

障害者福祉の充実については、障害者就業・生活支援センターを運営し、職業生活の自立に向けた指導・助言を行うとともに、障害者の工賃向上を図るための施策に取り組み、スポーツ・文化活動やコミュニケーション支援などを通じて障害者の社会参加促進を図る。

また、ダブルケアや子どもの貧困など複雑化・多様化している課題に対応するため、市町村の包括的な相談・支援体制整備への取組に対して支援を行い、地域住民や地域の多様な主体が丸ごとつながることで地域をともに創っていく「地域共生社会」の形成を図る。

事業名	事業内容
児童福祉	<ul style="list-style-type: none"> ① 少子化対策市町村支援事業 市町村が地域の実状に応じて主体的に取り組む少子化対策事業に対して助成する。 ② 保育所等整備支援事業 市町村が行う民間保育所整備補助事業に対して助成を行う。
高齢者福祉	<ul style="list-style-type: none"> ① 介護基盤整備等補助事業 特別養護老人ホーム等の介護基盤の整備を行う。 ② 高齢者にやさしいまちづくり事業 高齢者の身体的特性にあったまちづくりを推進するため、県管理公共施設等について高齢者にやさしい施設・設備整備を行う。 ③ 高齢者職業訓練事業 高齢者の職業能力の開発を促進するため、県立高等技術専門校において、造園、表具、経理事務の職業訓練を行う。 ④ 職業指導員（高齢者担当）の設置 高齢者の雇用の安定、再就職促進のため、職業指導員による相談指導を行う。 ⑤ 認知症地域ケア推進事業 市町村と共に認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を軸とし、地域の実情に応じた認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる体制を構築する。 ⑥ 地域包括ケア総合推進・支援事業 効果的な介護予防・フレイル対策事業及び介護予防・フレイル対策に関する取組を効率的に実施することができるよう広域的な観点から市町村を支援する。 ⑦ 生活支援サービス開発支援事業 住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの充実・推進に向けて、地域支え合い生活支援推進連絡会議の運営等を行うとともに、市町村が行う多様な主体による介護予防・生活支援サービス事業等の円滑な実施を支援するために、アドバイザー派遣や情報交換会などの支援事業に加え生活支援コーディネーター養成研修を実施する。 ⑧ 介護人材確保対策緊急アクションプラン事業 深刻な介護人材不足に対応するため、職場の環境改善・外国人介護人材の確保・介護のイメージアップを柱とした介護従事者の確保・定着支援に取り組む。

事業名	事業内容
障害者福祉	<p>① 社会参加促進事業 障害者が自立した日常生活、社会生活ができるように、障害に応じた生活訓練や情報提供、点字や手話などの奉仕員や通訳者の養成等を行う。</p> <p>② 市町村地域生活支援事業 障害者の地域における生活支援のため、市町村が行う相談支援、意思疎通支援、日常生活用具の給付又は貸与等の事業に要する経費を補助する。</p> <p>③ 障害者就労支援事業 障害者就業・生活支援センターにより障害者の職業生活の自立を支援するとともに、就労継続支援事業所等で働く障害者の工賃向上に向けた事業を実施する。</p> <p>④ 障害者福祉施設整備事業 社会福祉法人等が障害者総合支援法等に基づく施設等整備を行う費用の一部を補助する。</p> <p>⑤ 地域生活支援拠点整備推進事業 地域生活移行、重度障害対応、緊急時受入対応、専門性の機能等を備えた拠点施設等整備を行う費用の一部を補助する。</p> <p>⑥ グループホーム整備促進事業 精神・重度障害者に対応したグループホームの整備等を行う費用の一部を補助する。</p>

8 医療の確保

(1) 医療の確保の方針

過疎地域では、医療機関が少なく、他の地域以上に高齢化が進行していることから、住民一人ひとりがそれぞれの地域で安心して医療サービスを等しく受けられるよう医療体制の整備に努めるとともに、市町が主体となって実施する「在宅医療・介護の連携を推進する事業」が円滑に行われるよう、広域的・補完的に支援を行っていくとともに、医師、看護師等の医療従事者の養成確保と定着を促し、無医地区対策の充実に努める。

(2) 医師確保及び医師派遣の充実、遠隔医療の導入促進

地域の実情等を勘案しながら、必要に応じて公的診療所整備の促進や、民間診療所整備を推進するとともに、医師確保対策や医師派遣の充実、国保診療所の整備充実、へき地診療所における運営に対する助成を行う。

また、へき地医療拠点病院やへき地診療所への支援体制の整備を推進するとともに、遠隔医療の実施に必要な機器の導入を促進する等、無医地区における安定的な医療提供体制の充実に努める。

(3) その他の医療の確保

人々が、地域において、切れ目のない医療の提供を等しく受けることができるよう「宮城県地域医療計画」を踏まえ、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の整備を図るとともに、看護職員等のマンパワーの確保等保健医療体制の整備に努める。

特に、救急医療の確保を図るため、在宅当番医制や病院群輪番制の充実に支援するほか、救急医療情報ネットワークの充実に努める。

事業名	事業内容
病院・診療所の整備	へき地診療所施設整備事業 へき地における診療所の施設を整備することにより、地域住民の医療の確保を図る。
病院・診療所の運営支援	へき地診療所運営費補助事業 採算ベースにのりにくい、へき地診療所の経営に要する経費を一部補助することにより、安定的な運営を支援する。

事業名	事業内容
へき地医療支援体制の拡充	へき地医療拠点病院・運営費補助事業 へき地医療拠点病院が実施するへき地診療所への代診医の派遣に要する経費に対し、その一部を補助し、へき地医療体制の充実を図る。
看護職員確保対策事業	看護職員確保対策事業、看護学生等修学資金貸付事業、特定地域看護師確保対策修学資金貸付事業、看護師等養成所運営事業、潜在看護師等人材確保促進事業 質の高い看護職員の養成及び育成、県内施設への就職促進、潜在している有資格者の復職支援等に総合的に取り組むことにより、看護職員の確保を図る。
医療ネットワーク事業	救急医療対策 初期救急医療としての在宅当番医制や二次救急医療としての病院群輪番制等を充実し、救急医療の確保を図るとともに、救急電話相談を実施することにより、救急車や医療機関の適正利用の促進等を図る。

9 教育の振興

(1) 教育の振興の方針

過疎地域においては、過疎化と少子化の傾向が進行し、更なる児童生徒数の減少が予想されることから、教育文化施設の効果的な整備を行うとともに、学校の実態や地域の実情を十分に考慮しながら、地域社会や関係機関等とも連携し、多様な子どもたちの学びを支える学習環境の充実と、魅力ある特色ある学校づくりに向けた取組を推進する。

また、地域づくりに必要な人材の育成等、生涯学習・社会教育を推進するための体制整備の充実を図るとともに生涯スポーツ環境の整備も進める。

(2) 公立小中学校の統合整備等教育施設の整備

過疎地域の小学校等は地域住民のコミュニティ活動の場としても必要な役割を担っており、良好な教育文化水準の確保及び教育施設・環境の整備についての支援を行い過疎地域の教育の振興に努める。

(3) 家庭・地域・学校による協働教育の推進

家庭・地域・学校が連携・協働して子供を育てる環境づくりを目指し、地域学校協働活動の推進と地域学校協働本部の組織化を進めるとともに、学校を核とした地域づくりを推進する。

事業名	事業内容
へき地教育の推進	科学巡回訪問 科学巡回車「なかよし号」により、県内のへき地校、分校等を対象に、児童の科学に対する心を育てるために巡回指導を行う。
学校教育関連施設	公立学校施設整備費国庫負担事業、学校施設環境改善交付金事業 小中学校の統合校舎等の新增築、長寿命化改良事業、その他学校教育関連施設等の整備を支援する。
協働教育推進総合事業	① 協働教育基盤形成事業 研修会を開催し、家庭・地域・学校の連携・協働を促進するために必要な人材養成を行う。 ② 協働教育普及・振興事業 協働教育の普及・振興を図るために功績者の表彰や情報収集・発信、研修等を行う。

事業名	事業内容
	<p>③ 教育応援団事業 子どもの学習・体験活動等の教育活動を支援する個人・企業・団体等を「みやぎ教育応援団」として認証・登録し、登録者の支援内容についてホームページ等で情報提供する。</p> <p>④ 地域学校協働活動推進事業 コーディネーターが学校とボランティア、地域とボランティアなど、地域の教育資源をつなぐ役目を果たし、学校支援活動、放課後子供教室・地域未来塾、地域活動、家庭教育支援活動の4つの柱で事業を行う。</p>

10 集落の整備

(1) 集落整備の方針

集落の維持活性化を図るためには、住民自身が集落の問題を自らの課題として捉え、将来のあり方について共通した認識を持って、地域づくりに参画していく仕組みや、住民の安心・安全を確保し、人々が地域で支えあう横のつながりの創出、これら取組みを持続的に行うための地域運営組織の形成、活動支援などの仕組みづくりを推進する。

(2) 「小さな拠点」を核とした集落ネットワーク圏形成の促進

過疎化の進行により集落機能の低下が見られる地域においては、「小さな拠点」を中心とした、地域の基幹集落と周辺集落による集落ネットワーク圏の形成等により、目的や必要に応じ近隣集落同士が連携し、機能を相互に補完することで、人口減少社会に対応できる集落づくりに取り組んでいく。

また、人口減少や高齢化の進展により、デマンド交通などによる地域交通の確保や、医療・福祉の確保、伝統文化の継承、空き家や耕作放棄地などの低未利用地の増加等が課題になっていることから、過疎市町と協力して集落機能の維持に向けた取組を進める。

(3) 「集落支援員」の活用による集落機能の維持・活性化の促進

集落を維持し、中長期的に持続可能な集落とするためには、地域住民が自ら地域づくり活動に主体的、組織的に参加する必要がある。そのためには、集落の現状や課題、集落の将来のあるべき姿等について、住民同士や住民と行政との話し合いなどにより、共通認識の形成を促すことが重要であることから、集落支援員の活用や地域おこし協力隊など外部人材の協力を得ながら、地域の活性化や課題解決に向けた取組を推進する。

事業名	事業内容
集落力向上支援事業	過疎地域において、集落のあり方に係る合意形成や活性化ビジョン作成が円滑に実施されるような仕組みづくりを行うとともに、集落やコミュニティ活性化に向けた取組の全体的な普及を図る。また、集落への目配りを行い、市町村と協力して集落の維持活性化を進める集落支援員について、市町村への情報提供等により、地域の必要性に応じた設置を促進する。
みやぎ農山漁村デジタルトランスフォーメーション推進事業	農山漁村におけるデータ連携とIoT等ネットワークを活用して「誰でもできる農業」、「住みたくなる(住みやすい)農山漁村」を実現するため、地域の実情にあったデジタル技術を活用した農山漁村デザインの策定の取組を支援する。
令和のむらづくり推進事業(地域資源ビジネス)	地域運営組織等を対象に、地域資源を活用したビジネスの創出に向けた伴走型支援を行うとともに、地域食材と多様な地域資源によるペアリング商品・サービスの開発やペアリング商品をツールとした誘客のためのモデルツアー等を実施する。

事業名	事業内容
中山間地農業ルネッサンス推進事業	中山間地域を牽引するリーダーの確保・育成、営農戦略・販売戦略の策定など、地域の所得向上に向けた計画を深化させる取組や地域の創意工夫にあふれる取組等を支援する。

11 地域文化の振興等

(1) 地域文化の振興等の方針

過疎地域には、本県の歴史的風土に生まれ、次代に引き継ぐべき県民共有の財産が数多く残されていることから、地域の祭礼行事、民俗芸能、伝統工芸や文化財に対する関心や理解を深め、これらを尊重する心を育てるために必要な環境づくりに取り組みながら、伝統文化の後継者や文化財等の保存技能者の育成といった人材育成に努める。

また、埋もれた資産を地域づくりの拠点として再生させるなど新たな文化の創造発見を推進するとともに、芸術文化に関する作品の発表や鑑賞の機会の拡充などを通じ各種文化活動の充実を図る。

(2) 地域文化施設の活用及び地域文化の振興

過疎地域の文化施設については、世代間、地域間、異業種間交流推進の場としての活用を推進し、地域固有の文化・芸能の保存や振興への取り組み及び地域文化の担い手育成を支援する。

事業名	事業内容
地域文化の振興と継承	<p>① みやぎ県民文化創造の祭典開催事業 地域に伝わる文化芸術の鑑賞と発表の機会を拡充し、宮城らしい特色のある文化芸術活動の発信と交流促進を図るとともに、地域固有の民俗芸能や祭礼行事などの再興・継承に向けた取組を支援する。</p> <p>② 先進的文化芸術創造拠点形成事業 芸術団体・芸術家等と産学官の連携により、地域の文化芸術資源を活用して行う文化芸術活動、人材育成、ネットワーク構築に向けた取組に対して支援を行い、被災地における文化芸術の力による心の復興や地域活性化を推進する。</p>

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 再生可能エネルギーの利用推進の方針

地域の特性を活かした再生可能エネルギーの導入や省エネルギー対策の推進により、二酸化炭素の排出量を抑制し、地球環境の保全を図るとともに、地域の実情に応じて、再生可能エネルギーの利用に係る取組を過疎地域における経済活性化や災害対応能力の強化などに積極的に活用する。なお、再生可能エネルギーの導入に当たっては、住民との合意形成などの課題に配慮するよう努める。

(2) 再生可能エネルギー等の利用推進

太陽光、風力、農業水利施設など、地域資源を活用した多様な再生可能エネルギーの導入を進めるほか、災害時における電源等の確保、省エネ化など再生可能エネルギーの地域における有効活用を推進する。

事業名	事業内容
再生可能エネルギーの導入促進	再生可能エネルギー等を活用した地域づくり支援事業 市町村と連携し、再生可能エネルギー等の導入によるエコタウンの形成を目指す地域団体等に対し、事業検討の段階から事業化に至るまで、必要な調査費等を補助するもの。

13 過疎地域市町相互間の連絡調整、人的及び技術的援助その他必要な援助

(1) 過疎市町間における連絡調整、人的及び技術的援助の方針

過疎地域の産業や雇用の創出など各種の地域振興施策の取組が進められてきたところであるが、人口減少・少子高齢化等により、地域の産業等を担う人材が不足している状況にあり、過疎地域の持続的発展に対する各種取組の充実を図る必要があることから、過疎市町の課題やその取組等について情報交換等の場や、過疎市町間で共通する課題に対して、人的及び技術的な支援を行う体制づくりを進める。

(2) 「過疎地域等政策支援員」制度等の活用による支援の推進

過疎地域における各種振興施策の取組を促進するため、過疎地域市町と連携を図りながら、都道府県過疎地域等政策支援員制度などの利用を含め、専門的人材の確保・活用を推進し、過疎市町の取組が効率的・効果的に展開できるように支援する。また、起業支援を含む新たな産業の振興や雇用の創出といった過疎地域の持続的発展に向けた各種施策の充実を図る。

事業名	事業内容
過疎地域等政策支援員の派遣	過疎地域等政策支援員派遣事業 過疎地域等条件不利地域を有する市町に対して、専門的人材を県が雇用又は委託により、市町における施策立案や指導・助言、関係者調整等の業務に従事する。

(3) 過疎市町間の連携促進

過疎市町の課題やその取組などについて、過疎市町間で情報交換等を行える体制づくりを進めるとともに、過疎市町相互間の連携促進を図る。

(4) 過疎地域市町に対する行財政上の援助

<産業の振興>

事業名	事業内容
水産基盤整備事業	<ol style="list-style-type: none"> ① 水産物供給基盤機能保全事業 漁港施設の長寿命化を図り更新コストの平準化・縮減を推進する。 ② 漁港施設機能強化事業 被災後の漁業活動の早期再開や風浪対策などを目的とした漁港施設の機能強化対策を推進する。 ③ 水産生産基盤整備事業 浅海域における漁場、藻場・干潟、養殖場と密接に関連する漁港の施設整備を実施する。 ④ 漁村整備事業 水産業の持続的発展の基盤である漁業集落排水施設等、漁村インフラの強靱化等を推進する。 <p>補助率 国 1/2等</p>
工場立地基盤整備事業	<p>県は、市町が行う企業誘致を支援するため、市町が行う工場用地整備に必要な資金を無利子で貸し付ける。</p> <p>対象経費 環境影響評価事業経費、設計費、用地補償費、造成工事費等 限度額 1箇所あたり4億円（対象経費の8割以内）</p>

<地域における情報化>

事業名	事業内容
無線システム普及支援事業	<p>携帯電話等エリア整備事業 携帯電話等の無線通信が使えない状況の解消を図るため、市町村が行う、鉄塔や局舎等の整備を図る事業に対して補助する。</p> <p>補助対象者 携帯電話等の無線通信の施設及び設備を整備する市町村 補助率 (1社参画) 国 1/2 県1/10 (複数社参画) 国 2/3 県1/15 ※施設等整備に参画する無線通信事業者の数で補助率が異なる。</p>

<交通施設の整備、交通手段の確保の促進>

事業名	事業内容
林道事業	<p>効率的な林業経営や森林の適正な維持管理、森林空間の総合的利用の推進、山村の生活環境の整備、地域産業の振興を図るための林道整備に対して補助する。</p> <p>補助率 4.5/10～7.0/10 (国3/10～5.5/10 県1.5/10以内)</p>
小規模林道事業	<p>国庫補助の対象とならない小規模な林道の開設、改良、舗装に対して補助する。</p> <p>補助率：1/3 (県単独補助)</p>
宮城県バス運行対策費補助	<p>国と県が、広域のかつ幹線的なバス路線の維持を目的として、運行費と車両購入(低床バス)に係る減価償却費と金融費用に対して補助する。</p> <p>補助対象者 乗合バス事業者 (国1/2 県1/2)</p>
宮城県バス運行維持対策費補助	<p>国の補助対象とならない広域的なバス路線の維持及び市町村が行う地域の実情に即した交通手段の確保のための取組を重点的に支援することを目的として、運行費に対して補助する。</p> <p>補助対象者 乗合バス事業者 (県1/2 市町村1/2) 市町村 (広域路線 県1/2 市町村内路線 県1/3)</p>
離島航路運航維持対策	<p>離島航路の維持を目的として、市町が離島航路事業者に対し欠損額から国補助額を引いた額を助成した場合に、県は、当該金額を対象として、補助金交付要綱に基づいて算出された額を市町に対し補助する。</p> <p>補助対象者 市町</p>

<生活環境の整備>

事業名	事業内容
消防防災施設整備費補助金	<p>地域の消防防災施設の整備を促進するため、耐震性貯水槽等の整備に対して補助する。</p> <p>補助率 基準額の1/3以内 (国庫補助) ※過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条の過疎地域持続的発展市町村計画に掲げる施設 5.5/10以内</p>

事業名	事業内容
緊急消防援助隊設備整備費補助金	緊急消防援助隊の設備の整備を促進するため、災害対応特殊消防ポンプ自動車等の整備に対して補助する。 補助率 基準額の1/2以内（国庫補助）

<子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進>

事業名	事業内容
高齢者生活支援・生きがい健康づくり事業	老人クラブの活動に対する助成等の国庫補助事業。
特別養護老人ホーム整備事業	身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受け入れることが困難な老人にサービスを提供するための施設整備に対して補助する。
介護基盤整備等補助事業	地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域密着型サービス等、地域の実情に応じた、介護サービス提供体制整備に対して補助する。
放課後児童クラブ等整備事業	児童の福祉の増進を図るため、市町村が行う放課後児童クラブ等の整備事業に対して補助する。
地域子ども・子育て支援事業	地域の子ども・子育て支援の充実を図るため、市町村が実施する放課後児童健全育成事業や一時預かり事業などの「地域子ども・子育て支援事業」に対して補助を行う。 補助率 国 1/3, 県 1/3, 市町村 1/3 ※利用者支援事業のみ 国 2/3, 県 1/6, 市町村 1/6

<その他地域の持続的発展に関し必要な事項>

事業名	事業内容
市町村振興総合支援事業	市町村振興総合補助金 市町村に対する県単独補助金のうち、災害対策、国庫補助に伴う義務補助等を除く補助金を統合し、包括的に市町村を支援する。市町村が自ら必要な事業を選択し、市町村の裁量による個性的、重点的な市町村施策を推進する。 この補助金は、個別事業及び市町村提案事業から構成される。補助率は事業により異なる。